

令和8年度 愛知県公立高等学校をめざす皆さんへ

このリーフレットは、主に中学校3年生と保護者の皆さんに向けて作成したものです。

令和8年度入学者選抜の日程

全日制課程	定時制課程 通信制課程（フレキシブルハイスクール） ※ 定時制課程と通信制課程（フレキシブルハイスクール）は併願できません。	通信制課程（旭陵・刈谷東） ※ 通信制課程前期選抜を合格した者であっても、通信制課程（フレキシブルハイスクール）は出願できません。
推薦選抜・特色選抜 外国人生徒等選抜 全日制単位制選抜 ① 出願期間 1月26日（月）～2月2日（月） ② 面接・検査 2月5日（木） ③ 合格発表 2月9日（月）	① 出願期間 1月29日（木）～2月5日（木） ② 志願変更（定時制課程のみ） 2月6日（金） ③ 入学検査 2月13日（金） ④ 合格発表 2月18日（水）	前期選抜 ① 出願期間 1月13日（火）～1月20日（火） ② 入学検査 1月25日（日） ③ 合格発表 1月28日（水）
一般選抜 海外帰国生徒選抜 ① 出願期間 2月6日（金）～2月16日（月） ② 志願変更 2月17日（火） ③ 学力検査 2月25日（水） ④ 面接・特別検査 Aグループ 2月26日（木） Bグループ 2月27日（金） ※ 特別検査は、一部の学科で行います。 ⑤ 合格発表 3月10日（火）	全日制課程 連携型選抜 ① 出願期間 1月19日（月）～1月26日（月） ② 入学検査 1月28日（水） ③ 合格発表 1月30日（金）	
第2次選抜 ※ 一般選抜で欠員が生じた学校・学科で実施します。 ① 出願期間 3月10日（火）～3月12日（木） ② 志願変更 3月13日（金） ③ 入学検査 3月17日（火） ④ 合格発表 3月18日（水）	第2次選抜 ※ 欠員が生じた学校・学科で実施します。 ① 出願期間 3月5日（木）～3月12日（木） ② 志願変更（定時制課程のみ） 3月13日（金） ③ 入学検査 3月17日（火） ④ 合格発表 3月18日（水）	後期選抜 ① 出願期間 3月11日（水）～3月18日（水） ② 入学検査 3月23日（月） ③ 合格発表 3月24日（火）

障害等（病気又は事故による負傷を含む。）のある入学志願者への配慮について

- 「受検配慮申請」に基づき、必要な調整を行った上で、学力検査や面接などにおいて、座席の移動や補助具の使用、英語の聞き取り検査における実施方法の変更、看護師の配置などの配慮がなされます。

長期欠席者等にかかる選抜方法について（過年度卒業生を含む。）

- やむを得ない事情により、長期間授業を欠席している人を対象として、全日制課程の一般選抜、定時制課程及び通信制課程の全校・全学科で実施しています。

※ 申請を希望される方

中学校の先生とよく相談する。

出願期間中に
Web出願システムに登録する。

「人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者」の推薦選抜について

- 本県の公立高等学校全日制課程推薦選抜には「人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者」の選抜基準があります。
推薦選抜における「恵まれない環境」とは、保護者が次表の(1)から(3)までの事由のいずれかに該当する場合又は志願者が(4)の事由に該当する場合をいい、事由を証明する書類は「証明する書類」欄のとおりです。
- この推薦選抜は、保護者又は本人からの申し出を受けて、中学校の審査を経て中学校長から推薦されることになっています。希望する人は担任の先生に申し出て、下の表に示した「証明する書類」を中学校が定める期間内に提出してください。出願が認められた人は、出願期間にWeb出願システムにより、中学校に提出した書類の画像データを登録してください。

事 由	証 明 す る 書 類
(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者	(1) 福祉事務所長が発行する生活保護を受けていることを証明する書類又は既に発行されたもので、現に保護を受けていることが立証できる書類
(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により市町村民税を納付していない者又は市町村民税の均等割のみ納付している者	(2) 市町村長が発行する非課税証明書もしくは課税証明書又は市町村民税徴収税額通知書
(3) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定により児童扶養手当の支給を受けている者（一部支給者を除く。）	(3) 県知事又は市町村長（県又は市町村が設置する福祉事務所の長を含む。）が発行する児童扶養手当証書
(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により養護に欠ける児童として措置されている者	(4) 児童相談所長又は児童福祉施設長が発行する措置されていることを証明する書類

- (注) 1 事由(2)による場合、証明する書類は、父母双方のものの画像データを登録すること。
 2 証明書類は、出願期間における最新のものとする。
 3 県立高等学校においては、(2)及び(3)の証明する書類は、前年の生活状況と変化がなければ、入学金免除の申請に使用することができる。
 名古屋市立高等学校においては、(1)から(3)までの証明する書類は、出願時の生活状況と変化がなければ、入学金免除の申請に使用することができる。

公立高等学校全般に関する情報や入試に関する情報は、ホームページをご覧ください

○ 愛知県教育委員会のホームページ

- ・ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/0000027366.html>
令和8年度入学者選抜についての情報や令和7年度入学者選抜の志願状況などをご覧いただけます。
- ・ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/senmonkyouiku.html>
「職業教育を主とする学科への進学指導資料」

○ 名古屋市立高等学校のホームページ

- ・ <http://nagoya.fureai-cloud.jp/highschool>

その他、公立高等学校への入学に関することは、下記へお問い合わせください。

愛知県教育委員会高等学校教育課 進路指導グループ

電話 052-954-6786 (ダイヤルイン)